

# 「養育費不払い」諮問

## 来月法制審 親権在り方も議論

上川陽子法相は15日、父  
母の離婚に伴う子の養育の  
在り方に関する法制度の見  
直しを2月の法制審議会  
(法相の諮問機関)に諮問  
することを明らかにした。  
子と別居する親による養育  
費の不払いを解消したり、  
離婚時の取り決めに促した  
りするための民法改正など  
が論点となる見込みだ。  
民法は、離婚時に養育費

や別居する親子の面会交流  
などを父母の合意で取り決  
めると規定。ただし強制力  
はなく、2016年の厚生  
労働省の調査によると、養  
育費の取り決めたひと  
り親世帯は、母子世帯で42  
・9%、父子世帯で20・8  
%にとどまる。不払いも横  
行し、約140万のひとり  
親世帯のほぼ半数が、相対  
的貧困状態とされる。法務

省の有識者会議がとりまと  
めた報告書は、養育費に関  
して民法に請求権を規定す  
るなど、子の権利として明  
確化することの検討を求め  
た。離婚届と合わせて養育  
費の取り決めに届け出れ  
ば、取り決めに執行力を付  
与する制度や、強制執行手  
続きの負担を軽減する措置  
も検討項目に挙げられてお  
り、法制審は議論の参考と  
する。離婚後も父母双方が  
養育に関わる共同親権を導  
入するかどうかなど、親権  
や監護権の在り方も論点と  
なる見通し。【村上尊一】